

山口県報

令和2年
7月31日
(金曜日)

目次

- 告示
洪水浸水想定区域の指定（河川課）……………
道路の位置の指定（建築指導課）……………
○公告
公共測量の実施（監理課）……………
公共測量の実施の終了（監理課）……………



山口県告示第二百六十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定した。

令和二年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 河川の名称
大内川水系大内川
 - 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名称
田布施川水系田布施川
 - 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名称
田布施川水系灸川
 - 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
光市室積西ノ庄四五〇八の一	四・〇 五・〇	三二・六	令和二、 七、一四



(一六四) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、和木町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（数値地形図データ更新）

二 作業の地域

玖珂郡和木町

三 作業の期間

令和二年七月六日から令和三年三月十日まで

(一六五) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和二年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（数値地形図データ更新）

二 作業の地域

山口市及び防府市

三 作業の期間

令和元年十月二十六日から令和二年六月三十日まで